

## 第1回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成20年8月4日（月）10：04～11：04

2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 項目：事業者からのヒアリング

「民間事業者による保育ママサービスの指導監督について」

4. 出席者：【規制改革会議】白石主査、翁委員

【事業者】特定非営利活動法人 日本チャイルドマインダー協会

理事長 西内 久美子氏

【規制改革推進室】吉田参事官、岩村企画官、事務局

5. 議事：

○白石主査 今日はお忙しい中をありがとうございます。お時間を1時間ちょうだいしております。早速ですけれども、事前に私どもはいただいた資料を拝見しておりますので、それに沿って少しお話を承った上で、後半質疑ということにさせていただければと思います。では20分ぐらいで、ご説明いただけますか。

○西内理事長 ちょっとシミュレーションしたんですけれども、結構盛りだくさんで、20分で終わりそうにもないので、本当にかいつまんで説明をさせていただきます。

あと、こういうシチュエーションに非常に慣れていないので、お聞きづらい点もあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○白石主査 大丈夫です。ありがとうございます。

○西内理事長 ご質問事項をいただいておりますので、それに対する回答を、事前にお渡ししました、こちらの資料2に記載してございます。

まず、私どもの団体の説明からさせていただきます。こちらにあります通り、平成7年10月に、任意団体として発足いたしましたチャイルドマインダー協会と申します。

チャイルドマインダーというのは、日本でいう保育ママのことですけれども、そもそもの発祥は、イギリスでございまして、イギリスの産業革命時代から、ファミリーデイケアとして発足したのが、そもそもの起源です。

1977年にイギリス政府の協力を得て、全英チャイルドマインダー協会というのが発足いたしました。私どもはそちらの協会と独占契約をいただいて、チャイルドマインダーという職業に携わる人材の育成、指導内容に関するマニュアルを使用してよいという許可をいただきながらやっております。

この平成7年の発足に関しましては、もともと私は社団法人全国ベビーシッター協会に所属しております、そちらで研修の担当理事をして、全国キャラバンで研修会を回っていたんですけども、やはり家庭的保育者の育成というのが非常に難しいのと、なかなか質の向上につながらないということで、何か良い方法はないかなというところで、たまたま私は4人の子どもを育てながら活動しているんですけど、当時まだ、幼児と乳児を抱えながら、実際に自分も保育園に預けるのに非常に苦勞しておりました。また、4人の子どもを一遍に請け負ってくれる保育園もありませんでしたので、何とかそういった保育ママみたいな方がいらしたらいいなということもあって、民間でそういった保育ママの育成ができたらいんじゃないかというところの発想と。それからベビーシッター協会では体験させていただいたように、人材の質をもうちょっと上げたいということがもともと、何かないかなと一生懸命探している中で、イギリスのチャイルド minder というシステムを見つけることができました。それがきっかけになって、こちらの協会の発足になりました。

当時は、任意団体と法人で株式会社を設立しまして、人材育成を主に始めていたんですけども、時代的にも資格ブームというところと重なり合しまして、チャイルド minder という資格が、結構マスコミとか資格関係の本ですとか、そういったところにもクローズアップされて、一時、非常に人気が上がったんです。

そういったこともあったせいだと思うんですけども、ビジネスで、例えばチャイルド minder の養成をやって、何か利益につながらないかとか、それからチャイルド minder をやることによって、家庭的な保育をビジネスにできないかというような、そういった法人さんも多く出てくる中で、私どもが全英のチャイルド minder 協会ですと学んだリソースとは全く関係なく、思い思いの家庭的保育が普及するようになりまして、実際に現場で事故が起きたり、チャイルド minder とは到底言えないような人材が多く輩出されていたり、東京都や地方の自治体からも問い合わせがあり、何とかしなくてはいけないなということで、当時たまたまご縁のあった企業をなさっている多くの方々にご支援をいただいて、NPO法人日本チャイルド minder 協会を平成11年に設立する運びになりました。

この理事の中にも入っております、フローレンスの駒崎さんですけれども、彼との出会いは今から7年ほど前だったと思うんですけども、当時、病児保育に大変関心を持っていて、しかも家庭的保育の大事さというのも非常にわかっていてくださいます、ずっとそこからの付き合いです。実際にチャイルド minder を病児保育の現場でも数多く使っていて、そういった良い関係で、今も理事を務めていただいております。今日も色々アドバイスをもらってまいりました。

資料3 ページ目に、私どもの主な活動内容について、記載しております。これは届出をしている内容と全く同じもので、具体的に実際どういう活動しているのかと申しますと、まず、社会人向けのチャイルド minder の養成セミナーを行うためのカリキュラム、それからテキストを開発しまして、実際に学校法人さんとか、株式会社ではあるものの、社

会人セミナーを行っているところに、そのカリキュラムの導入をしていただいて、活動をしております。

また、社会人セミナーの受講生は、約 55%以上が保育士、幼稚園教諭の有資格者です。中には小学校教諭、看護師、准看護師資格を持った方、多く参加、受講していただいております。そのほかには、子育て経験者や、そもそも保育に大変関心を持っていらっしゃる若い 20 代の女性などです。最近は男性も増えてきているんですけれども、大体 9 割以上の方が女性の方々です。こういったチャイルドマインダーの養成セミナーを受けていただくという社会活動を行っております。

それと同時に、修了した方々に対して、検定試験を実施しております、その検定試験に合格した方に、協会の会員になっていただくというサービスを行っております。

資料の一番後ろの 8 ページ目ですけれども、私どものチャイルドマインダーの専門研修を修了していただいた方が、今年の 3 月実績ですが、1 万 1,666 名。これはほぼ直営でして、そのほかに 4 年生大学、短大・専門学校などにもカリキュラム提供をしております。そちらの学生さんの数字は入っておりませんが、合わせると、1 万 7,000 名ぐらいになるかと思えます。

この数字の下の「その他」というところに、住所転居者 1,393 名とあるんですけれども、多くの方が海外に行かれてしまっていて、今現在、日本にいらっしゃらないの方々です。

その下には、チャイルドマインダーのカリキュラム導入実績学校を記載させていただきました。今現在もこのほかに、色々問い合わせをいただいて、家庭的保育の専門課程をつくりたいですか、大学の中で社会人向けのセミナーを開催したいというような問い合わせをいただいておりまして、そういった学校さんに対してカリキュラムの提供、指導者の育成、導入方法などのノウハウを提供しております。

現在チャイルドマインダー協会に登録している会員数は、約 7,000 名です。ただ、この 7,000 名全員が活動している訳ではなく、出産中でお休みをしている方もいらっしゃいますし、また色々なご事情で毎日働けない方もいらっしゃいますけれども、定期的に時間が空いた時に、そういった子どもを預かる仕事をしたいという方々が多くいらっしゃいます。

先生方お 2 人には資料を配布させていただいたんですけれども、こちらの 2 冊は昨年、経済産業省の委託を受けまして、私どもは、チャイルドマインダーだけでなく、地域保育にかかわる家庭的保育をなさっている方向けのマニュアルを 2 冊、本当に簡単に読んでいただけるようなものを開発しております。これも協会の方で作成いたしました。原稿は私の方で書かせていただいたんですけれども、こういったものを自治体や、ファミリーサポートセンターさんにもご利用いただけるように、今、運動しております。まだ 1 件も契約はとれていないんですけれども、実際に現場で事故が起きないように、それからどうやったら保育の質が高まるかといったところをテーマにした、カリキュラムの開発を行っております。

まずご質問の 1 番については、こういったところでよろしいでしょうか。

○白石主査 このマニュアルを見て、複数の子どもを入浴させている時に、誰かがトイレに行きたくなった時には、全員、おふろ場から出る、タオルを…、何か目に浮かぶようで、笑ってしまいました。

○西内理事長 そうですね。実際私も、4人子どもがいて、間が2人双子だったので、3人上の子を入れるだけでも相当大変で、非常に苦労しました。実際イギリスでも、家庭内保育は、大体3～4名、お子さんを預かっています。0歳児ですと2名までとか、そういう法律で決められているものがあるんですけども、やはり複数の子どもを1人で見るというのは非常に重労働ですし、危険が多いんです。本当に細かいところに注意を促さないと、あっという間に死に至るような事故につながりますので、この辺は細かく、自治体さん、家庭的保育をなさる方、ファミリーサポートセンターに登録している方々に、スポットなんですけれども、自治体で研修などもさせていただいております。

○白石主査 今までのところで一旦区切って、今、疑問に思ったことを忘れないうちに、お尋ねしてもいいですか。

まず、研修を受けていらっしゃる方の中に、専門職、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭がいるということで、彼女、彼らが積極的に参加されているということですが、やはりそういう集団保育や集団教育を経験した方が、この研修を受けるというのは、家庭的保育では全く別物の知識が要ることなのですね。

○西内理事長 そうです。全く別物の知識が必要です。そもそも、チャイルドマインダーのカリキュラムというか、指導書自体が、NVQsというイギリスの国家職業基準資格に連動したものになっておりまして、NVQs自体のカテゴリーも、乳児、幼児、学童を対象にする、子どもを扱う仕事の人は、皆さんそれを受けましょうというような、そういった国家資格になっています。

やはりそれぞれカテゴリーは実際違うんですけど、集団の中で保育するということ、それから家庭的な中で保育するということでは、全く専門性が異なりますし、学習する範囲も違います。

また、ある意味チャイルドマインダーというか、保育ママをする人自体が責任者でないといけないんです。そういう意味から、誰かに頼って、一緒に仕事をする、ジョブをするということではなく、自立して、自分できちんと計画を立てて、しかも、安全面も気を配りながら、なおかつ個々の子どもの発達に合わせて、保育していかなければいけないという非常に重要な責任を負っております。そういう意味で全く違う内容になっております。

○白石主査 今までこうした研修を受けられた方が、約1万1,600名、登録が7,000名と

ということですが、この中で現在実働されている方は。

○西内理事長 実働している人は2,000人ほどおります。ただ、家庭的保育を全員行っているかという点、そもそもチャイルド minder は、自宅で保育をするということが前提ですけれども、この日本においては、自宅で保育することが非常に難しく、訪問でベビーシッターをする場合、それからあと、どちらかの施設で、グループ保育というような形で活動をしている方がいらっしゃいます。

○白石主査 なるほど。不勉強ですみませんが、研修されたあと、そこで登録することのメリットと言いますか、例えば、この協会さんで仕事の斡旋までするのであれば、登録するメリットは大きいと思うのですが、登録メリットというのはどういうことなのでしょうか。

○西内理事長 実際、仕事の紹介、マッチングもしております。この後にご紹介しようかと思ったんですけれども、こちらも経済産業省さんの委託でつくりました、保育ママと子育て家庭のマッチングサイトです。

個人個人のマッチングは非常に負担が大きく、電話でヒアリングをして面接して、面談して、双方が気に入ってと、お見合いをする訳ですけれども、そういった作業をするのは非常に時間がかかるんです。探すのもアナログですと、非常に大変ですので、保育者が自分の活動できる日にちとか、時間帯を事前に登録しておきまして、スケジュールを2か月先まで入れられるんですけれども、それに合わせて、地域で利用したい方が、この地域でこういう保育をしてくれる人を探すための検索サイトを開発しているんです。

これができるまでは、全部アナログでマッチングをしていたんですけれども、件数も増えてきてしまったのと、本来マッチングできるはずの人を探し切れずにタイムリミットになってしまうということもあったので、現在はこういったものも使ってマッチングしております。

あと、大きなメリットは、やはり子どもを預かる時の損害賠償保険です。1人1人がばらばらに掛けると非常に高い掛金が必要になるんですけれども、複数でグロスで保険を掛けることによって、高額な補償を担保できるということで、今、1事故5億円、1人のお子さんにつき1億5,000万円までの損害賠償保険に加入できるもの。なおかつ、保育者が1円も負担することなく、例えばお見舞金ですとか、事故の報告なども全部サポートするような体制を、協会の方でつくってやっております。

引受会社は、色々変わるんですけれども、できるだけ安い掛金で、万が一の事故、それから、物がなくなったりとか、壊したりということもありますので、そういったことも補填できるような保険を掛けていただくことも提供しております。

そのほか、資料にはないんですけれども、専門の教育カリキュラムを受けた後、やはり

1年、2年するとみんな忘れてしまうので、必ず毎年ブラッシュアップ研修会というのをやっております。また、仕事で忙しい方には、レポートを書いていただくとか、簡単なテストを送って、実際にどういう保育をしているのかとか、それから私どもが実際に現場に行かせていただいて、安全環境がちゃんと保たれているのかとか、そういったこともサポートしながらやっております。

そのほかにありがたいと言われているのは、親御さんとのトラブル、お金を払ってもらえなくなって踏み倒されたとか、色々な個々の事情で問題が発生するんですけども、そういったことに対しても1つ1つケアをして差し上げております。

そのあたりが大きなメリットかと思います。

○白石主査 すみません。失礼ですが、研修というのは、どれくらいの期間で、費用は幾らぐらいなのですか。

○西内理事長 社会人で、全く資格のない方を対象にしたコースがあるんですけども、それは約3か月です。毎週1回、1回当たり5時間の研修を12回受けていただく、60時間コースです。

それからあと「特待」と私どもで言っている、保育士、幼稚園教諭、小学校教員の低学年を経験したことがある方を対象にしたコースが、1か月半で全6回、通学の場合は通っていただいております。時間にすると大体30時間で、さきほどの半分です。それから子育て経験者、看護師、准看護師資格の方には、8回で40時間のカリキュラムをこなしていただいております。

そのほかにオプションで、実際に在宅で保育をしている、先輩のチャイルドマインダーのところに入っていただいて、実習を12時間以上受けていただくというようなこともしております。

受講料ですけども、平均すると約20万円です。あと、検定試験料が1万2,000円です。完全に筆記式になっておりまして、60分の記述式の試験を受けていただいております。

○白石主査 研修を受けられても、適性の問題もありますよね。検定試験に受からない人というのはどれぐらいいらっしゃいますか。

○西内理事長 いらっしゃいますね。私どもは修了してから1年以内に受験してくださいということで、受験資格を1年間設けているんです。その間に何度かチャレンジする方がいらっしゃるんですけども、多くて6回ぐらい受験しても受からない方がいらっしゃいます。割合としては受講生の1割弱です。100人いたら、大体10人ぐらいは落ちてしまう、再試験にもパスできないという方がいらっしゃいます。

あと、もう一つ質の管理で言うと、このチャイルドマインダーは、もし、在宅でお仕事

をする場合には、私どもがきちんとフォーマットをつくっておきまして、安全基準チェックリストというのをつくっているんです。ここにも若干載っているんですけども、もうちょっと項目の多いものでして、全部で60項目ぐらいあります。それこそ台所ですとか、玄関ですとか、お手洗い、お風呂場、色々な危険個所を全部チェックさせていただいて、実際に現場にも参りまして、ここはこうやってくださいというような指導をします。

そのほかに、実際にやりとりをしているうちに、ちょっと問題が多いなという方に関しては、色々指導を入れますので、そうすると、大体本人の方がもうギブアップして、ちょっと在宅は、と遠慮されるというようなことで、人選しております。

○白石主査 翁さん、概要に入る前に事業の全体像でいかがですか。

○翁委員 ええ、大体今、質問したいことを質問されたので。

○事務局 すみません。一点だけ。民間の保育ママというのと、市区町村の保育ママの違い、どこが違うのかということだけ、確認として教えていただけますか。

○西内理事長 まず市区町村の保育ママさんの場合は、多くは、自治体の方で管理をしております、その方々への研修も自治体が行っています。

○事務局 自治体の管理というのは、具体的にどういう意味ですか。

○西内理事長 どの地域にどういう方がいらして、どういう家族構成で、という、いわゆる保育ママをなさる方の個人情報も全部管理されて。

○事務局 管理というのは物理的に、単に実際問題として、市区町村が知っているということですか。

○西内理事長 はい。そうですね。なおかつ、その方々に、市区町村の長が保育ママを1年間お任せしますという委任状と言うか、そういった資格を与えております。

○事務局 委任状を出すのですか。

○西内理事長 はい。委任状なのか、地域によっては認定みたいな形で出されているところもあります。

○事務局 認定状。それは、事実行為なのですね。

○西内理事長 はい、そうです。その方々を、実際に地域の中の子育て家庭で、保育ママに保育をお願いしたいという方がいた場合は、自治体で受け付けをして、相互を引き合わせるという、そういうマッチング作業も自治体さんがなさっています。

○事務局 自治体で受け付け、マッチングをする。その時は委任状や認定状などをもらった人だけが対象になる。

○西内理事長 そうです。なおかつ、その方々の保育料の補助、それから保育ママさんのお給料、それは自治体がお支払いされています。

○事務局 それで民間というのはどういうことなのですか。登録されていない、認知されていないということだけで、中身は同じなのですか。

○西内理事長 その保育の行為自体、保育者の家庭の中で、お子さんを預かるという行為自体は、全く一緒でございます。

○事務局 家庭でやはり預かるのですか。

○西内理事長 はい。保育者の自宅で預かります。

○事務局 そうすると民間という言葉は、何が違うかと言うと、別に両方民間の保育者なのだけれども、市区町村に認定登録というか、認知されている人たちか、そうではない人たちかということですね。チャイルドマインダーの方々も、私も認定してよとか、私も委任状をくださいよと言えば、同じになるのですか。

○西内理事長 認定されれば同じになります。ただ、自治体の中でも予算があるらしく、何人も受け入れはできないということ。それから、募集人数を毎年、色々変動させておりますけれども、なりたい人がみんななれるということではないです。

○事務局 わかりました。ちなみに、例の廃案になってしまった法律がありますね。あの中では、民間保育ママと、市区町村保育ママみたいな概念はあるのですか。

○事務局 どちらも外れています。あれは国の事業の保育ママだけが対象です。

○事務局 なるほど。では国のものと市区町村のものと民間のもの、3層構造になって



いると理解すればよろしいのですか。

○西内理事長 そうですね。はい。

○事務局 ありがとうございます。

○白石主査 国が一番厳しいですね。有資格。だから今、全国で105人しかいないのです。例えば、看護師や保育士の資格を持たなくても、基礎的な研修を受ければいいという自治体もあるので、国が最も厳しいです。一方、自治体でも相当高齢化している人たちがいるという問題があるのです。

○事務局 今、主査がおっしゃった話でいうと、その中でも民間というのは枠外というか、市区町村の制度の研修などからは外れた存在ということですね。

○白石主査 ええ。

○事務局 追加でもう1点よろしいですか。確認ですけれども、資料の7ページ目でイギリスの国家職業基準資格ということで、チャイルドマインダーということが書かれていますが、これはイギリスでは業務独占資格で、この資格を取らないと、こういうサービスしてはいけませんというふうになっているのか、それとも、あくまでもボランティアな資格なのでしょうか。

○西内理事長 イギリスでは、NVQs資格は、実際にもうチャイルドマインダーとして活動している方が更にスキルアップ、質を向上するために受けるものになっているんです。ですからNVQsの資格がないと活動できないということではないです。

ただし、法条令がありまして、例えば自宅で自分の子ども以外の他人の子どもを1日2時間程度、有料で預かる人は、全員自治体に届出をなささいという、まずそういった法律が決められております。

なおかつ、登録する際も幾つものハードルがありまして、例えば推薦人がいないとだめだとか。研修を終えていないといけないとか、その研修自体は、イギリスは主に自治体と民間と一緒に共同して各ロビーでやっているんですけれども、そういったところに初めてチャイルドマインダーになりたい方、それから中堅どころのチャイルドマインダーが、定期的にきちんと研修に参加して、質を維持しています。

例えば、それに来なかったり、余り参加しないと、来年、次の届出はできませんよという形で厳しく規制されております。

そのほかに、消防署や警察とも連動しておりまして、現場に消防官が行って、要するに

防火体制がどうなっているが、燃えやすいものがないかとか、それから警察で言うと、家族や身内に過去に犯罪歴のある人がいないかとか、ドラッグなどの治療中の人がないかということ割と細かくジャッジされて、幾つかそういったハードルを超えている方に届出をさせているという状況です。

○翁委員 チャイルドマインダーとして活動される場合の料金体系は、国の保育ママさんや市町村の保育ママさんと、どのぐらい、どういうふうな違いがありますか。

○西内理事長 それはイギリスの場合ですか、日本の場合ですか。

○翁委員 日本です。

○西内理事長 日本でいうと、大体チャイルドマインダーの時給が平均1,000円前後です。ただ、月決めといって月に20日間、例えば1日9時間、10時間お預かりするといった場合には大体時給が450円とか500円とか、そんなものです。それをグロスで月幾ら、8万円とか、地域によっては、6万円とか。私の家はこうだから、4万5,000円とかということで、自由に個々が値段設定をしております。

○翁委員 個々の方が自由にできるようになっている。

○西内理事長 そうです。契約自体も、利用者とチャイルドマインダーの直接契約が中心です。そこに今、最近企業さんが補助金というか、従業員の方に幾ら負担してあげるから、預けて会社にいらっしゃいといったことをやっているところも増えてきております。

○翁委員 国は、どういう料金体系になっているのですか。

○事務局 国は月決めで、1人預かったら何万円となっていて、なおかつ、3人まで預かれるので、多分、十数万円の収入にはなると思います。

○事務局 国のものは直接契約ではないのですか。やはり保育の一環として措置されると。

○西内理事長 業務委託という形になっています。

○事務局 市区町村もそうなのですか。やはり直接契約はできない。

○西内理事長 できないですね。全部そこに、自治体からの補助があり、利用者にとって

保育料の負担は軽減されています。

○事務局 都の認証保育所などでは、直接契約ができますね。

○西内理事長 それは園と直接契約です。

○事務局 市区町村の保育ママサービスは、直接契約できないのですか。

○西内理事長 はい、たいていの自治体はそうです。但し、東京都などは区によって直接契約方式のところがあるようです。

○白石主査 一般的は、「保育に欠ける」という認識なので。

○事務局 国の事業の概念でも、保育ママは保育所の補完サービスという位置付けなので。

○白石主査 おそらく、国の考え方としては、保育ママにひょいと誰でも、保育に欠けない子でも預けてしまっても、待機児の解消にはつながらないからだと思います。

○西内理事長 チャイルド minder を活用されているご家庭では、夜間の勤務形態の方や、第2子、第3子を出産する方が、保育園が終わった後、2重保育でという場合もあります。

あと、月に3回程度、テンポラリーで預けたいという、そういったニーズもあります。派遣業務などをされている方や、毎日の仕事ではなく、週に何回とかいった場合にはチャイルド minder を活用していただいています。あと、最近多いのが病児・病後児保育のニーズが増えておまして、そういったことに対応できる人材をマッチングしていただくようにしております。

○白石主査 病児・病後児に対応される方は、普通の研修を受けた人で大丈夫なのですか。

○西内理事長 いえ、その後に、病児・病後児ケア minder 研修会というのをやっております。これも毎年更新しています。今テキストは、主に全国病児保育協議会さんの厚いマニュアルがあるんですけども、それはほぼ病院内での保育が主流になっているんですが、病児に対する細かいケアですとか、感染症を防ぐための内容は非常に参考になるので、そのテキストを中心に、あとは現場で、何年もそういった仕事をしている人たちがおりますし、看護師、准看護師の資格を持っている方もいらっしゃるんで、交代で色々な現場の情報を交換し合って、ディスカッションしたり、こういった場合はこうするのがいい

といったような、そういった研修内容になっています。

○白石主査 そろそろ規制の方に入っていきたいと思います。また、この事業全体のことに  
関して、ご質問があれば適宜その場でお願いします。

○西内理事長 早速ですけれども、今回の私どもの要望事項ですけれども、6ページ目の  
「解決の方向性から導出される要望事項」というところをご覧ください。

民間の保育ママということで、施設型保育基準に準じて運営をしなさいという指導を実  
際に受けております。ですので、私どもは今、無認可保育施設ということで、自治体や市  
区町村の色々な指導を受けながらやっているんですけれども、実際にお手元に、こちらの  
施設調書というのを添付してございます。

おおむね全国の都道府県、大体同じフォーマットなんですけれども、これは昨年、あと  
今年使われているある自治体のフォーマットです。完全に自分の自宅で保育をしている人  
たちに、この調書に当てはめて、実際に市区町村、それから都道府県の立ち入り調査が入  
ります。

どの項目を見ても、全部施設型の保育施設であるという前提で、フォーマット化されて  
いて、家庭内保育に必要な、例えば安全基準などは何ひとつ入っていないんです。

保育ママ自体は、実際に1人で子どもをケアするんですけれど、ここでは自治体では、  
1人の子どもを預かるにしても最低2名以上、1人は保育士、1人は補助でも構わないか  
ら、2名以上の保育者を置きなさいという指導内容になっております。

そのほかに、施設の建物の中で、玄関以外の非常口を2方向に確保しなさい。2方向と  
いうのは、通常玄関から入った表側の通り。それから、裏口の非常口と別の通り、これが  
つながってはいけないんです。全く別の道で逃げられなくてははいけないと。

例えば、最近ですとマンションにお住まいの方もいらっしゃいますし、それから2階建  
住宅で、裏側にもう大きな建物が建っている場合、横からは逃げられるんですけども、裏  
からは出られないと。しかも、2方向確保できないという、直ちにこれを改善しなさい  
ということで、この施設調書を提出した後に、今度改善要求書というのが届きまして、そ  
れに従ってやれない場合は、行政処分になる可能性がありますというふうにかなり強く、  
脅しめいたことを現場で言われます。

実際に、チャイルド minder が、保育ママだったらどうなんだろうかと。先ほど言っ  
た公的保育ママに関しては、こういった調書に当てはめた現場の指導などは一切なく、本  
当に自治体の中で保護されている状況なんですけれども、民間の私どもの保育ママに関し  
ては、どの地域もすべてこういった施設調書に該当しない場合は、だめですと。

しかもだめですとジャッジされたことが、インターネット上で公表されまして、C判定  
などがついてしまうんです。そうしますと実は、建物施設や人数の配置とは全く関係なく、  
非常に柔軟で、きめ細やかな保育サービスを提供しているというところは全く評価されず

に、まず施設基準に合っていない。それが改善されない。なので、C判定、D判定ということで、続々と個人名でインターネット上に公表されてしまう。

これではちょっと立つ瀬もなく、非常にプライドも傷ついて、だったら辞めますという形になっているのが、非常に問題になっています。

○白石主査 個人名を出すことは問題ではないのですか。

○西内理事長 問題です。それもやめてほしいというふうに要求するんですけども、でもあなたのところには、そういった、例えば箱物の名前、施設名がないですよと言われてしまいます。この方の場合、代表者名のところに当然、個人名が載ってしまうんです。これはちょっと余りにもひどいなど。

○白石主査 例えば、2方向避難ができるという基準ですが。すごく高層階に住んでいるようなケース、最近タワーマンションが多いですよ。実質上、施設基準には合っているも、何らかの災害時に対応できないようなところというのは、もうお目こぼしというか、法の網の目から漏れてしまっている訳ですか。

○西内理事長 お目こぼしですね。

○白石主査 実際、階下で火が出たりしたら逃げられないようなところもありますよね。

○西内理事長 逃げられないです。なので、多分建物構造のことだけで、是か否かということ自体が非常にナンセンスで、そういうことではないのではないのかなと。

○事務局 公的保育ママだと可外施設に分類されないため、そういう悲しい目には遭わなくて済むということなのですね。これは形式上でいうと、要は民間ママが埒外にあるから、分類しようと思うと、認可外保育施設にしか該当しないので、これは、厚労省の指針に基づいて自治体が監査して、不適正であれば、さっきおっしゃったような実名をホームページで公表させられてしまうという、そういう極めてクールな役人的な世界でひどい目に遭っていると、そういうことですね。

○白石主査 公的などところでも、基準に合っていないところはあるということですね。

○西内理事長 はい。勿論です。極端なことを言うと、同じ町、町内会で、片や保育ママをやっている、もう片や自分の家で、チャイルド minder というか、民間保育ママをやっている方がいるんです。建物にしても、中の色々な備品にしても、どう見ても、チャイ

ルドマインダーの方が非常に優れているにもかかわらず、こちらは、この基準に合っていないからということで、C判定。他方は、自治体が管理している人だからということで、何もおとがめがない、しかもそこに補助金がついているという状況です。

地方も、一部の地方都市も今までかなり厳しくて、みんな辞めていってしまって、「ではこの預かっている子どもたちをどうするんですか、自治体で何とかしてください」と言うと、急に手のひらを返したように、今回は別にこのままでいいですからということで、非常にグレーゾーンで活動させられる訳です。

○事務局 公的と公的ではないところの違い、今、おっしゃった実例では、当該の市区町村はどうやって、合理的に説明するのですか。西内理事長が「おかしいではないですか、私たちよりも劣悪なものがあり、こうなっていると。それも、単に市区町村保育ママと認定されただけでしょうと。では、私たちの違いって何ですか」と聞くと、順番が遅かったと言うのですかね。何て言うのですか。

○西内理事長 これは1999年から起こっていることなんですけれども、実際に自治体や、もしくは東京都、道府県それから厚生労働省にも、今まで、毎年毎年、請願なり色々出てきたんですけれども、そこには触れないでほしいと、その一言でおしまいです。

○白石主査 触れましょう、是非。

○西内理事長 あと3年ほど前に、駒崎さんとそれから色々子育てNPOをやっていたらっしゃる団体ですとか、それから保育ママ、ファミサポの方々と、一緒に家庭的保育の向上を目指しましょうということで、ある任意団体をつくったんです。「ウバネット」と言っていて、地域保育協議会で、色々な情報交換をして、そこでも色々問題点を挙げてきたんですけれども、やはりどんな方法をとっても超えられない壁があって。何かわからないんですけれども、ある団体だったりとか。自分たちの既得権を守るためでしかないという。

○白石主査 そういうことばかりですね。保育の関係って。それ以外のところを探すのが難しいくらい。

○西内理事長 結論はそこで、困り果てて、当時の北井児童家庭局長にご相談に上がって、少子対策企画室をご紹介いただいて、室長にもご相談に行ったんですけれども、そんなに一生懸命、民間の家庭的保育はやらなくてもいいんじゃないのと言われて、啞然としちゃったんですけれども、でも1年ぐらい通いまして、色々資料も出して、安全基準はどうですか。

○白石主査 それはいつごろの話ですか。

○西内理事長 一昨年から去年の春までです。何しろ、ある保育関係団体の名前を挙げて、そこと仲良くやってください、とずっと言われてきました。別にけんかもしていませんし、お目にかかったこともないんです。

実は私どもは、現場のチャイルドマインダーも、保育園との連携が非常に多いんです。保育園からの送り迎え、それから保育園をお休みする時の引き取りなども、実際に保育ママがやっておりますので、やはりその連携は非常に重要なんですけども、今まで協会にご紹介もしていただけてないですし、お目にもかかっていないんですけども。

○白石主査 あと全国ベビーシッター協会も、法外な入会費を取っているのですよね。

○西内理事長 高いですね。私も元協会委員でしたから、相当お支払いしましたけれど。

○事務局 最近少し値下げされたようですが。

○白石主査 これはユーザー側、このサービスを利用する側にとったら、公であれ、民間であれ、きちんと基準が公開されて、同じ座標軸の中で判定をされるべきということですよ。

○西内理事長 そうです。

○白石主査 情報公開が、公の場合はされていないということでしょう。

○西内理事長 そうなんです。しかも、各自治体によって全部違うんです。なおかつ、研修も、全くカリキュラムが決まっていないですし、そもそも私どもが、チャイルドマインダー協会を発足する前から、家庭的保育の指導指針ですとか、文献を色々探したんですけども、全くないんです。

○翁委員 公の保育ママなのに、ないのですか。

○西内理事長 皆無です。今も自治体は、例えば私どものNPOに、カテゴリーのその部分、ユニットだけ研修してくださいと依頼してきたり、あちこちから情報を聞いて、良いところ取りだけするような。

○白石主査 これもすごく失礼な言い方をすると、単に書かせて、言質をとったというか、

「けがや病気の時の措置」で、「保護者への連絡」と「医療機関の受診」、両方〇がついていて、当たり前のことを書かせているだけです。どういう方法で連絡するのかなどはないですね。

○西内理事長　そうです。基本的に、そういうノウハウを持たせない人たちに、保育ママをさせているケースも非常に多く、事故だとかやはり「ヒヤリハット」が多いんです。やはりチャイルドマインダーというか、民間の保育ママ自体は、決してボランティアではできないですから、やはり専門的に勉強する必要もありますし、その指導する人たちの育成も必要です。なおかつ、やはり国が、それから自治体に対しても、ある一定基準を保つように指導・管理するのが、本来の役割だと思うんですけども、全くされていない状況です。

○白石主査　例えば、この施設調書というのは、一般ユーザーには公開されていないのですね。

○西内理事長　されていません。

○白石主査　私が頼んだ頃も、保育ママ一覧表というのがあって、名前、住所、連絡先、年齢などが書かれていて、そういったものの中から近所の方を選ぶという感じでしたが、今もそうですか。

○翁委員　一部の劣悪な業者と、しっかりやっぴらっしゃる方々と、それをうまく選別させられるようにするというのは、情報開示でやっていくということしかないですね。

○西内理事長　そうです。それから、ある一定基準、イギリスのように、届出制をきちんとつくらないとだめだと思います。

○翁委員　そういう届出制のような規制が、仮に入ったとしても、その方が、よりやりやすいし、できるということですね。

○西内理事長　勿論です。それは、例えば私どものような団体や、それから保育ママをやる事業者のためではなくて、子どもや預ける親、それから地域のためでもあるんです。

事故を起こさない。それからこういった家庭的保育は、決して万能だとは思わないんです。集団保育が必要な年齢もあります。ただ、やはり0歳、1歳、2歳、それから病児・病後児のお子さんですとか、色々な発達状況に応じては、集団保育に合わないお子さんも多いですし、親御さんの事情で預けられないという方も多いですから、何かその受け皿



としてやるとしたら、家庭的保育は非常にきめ細やかですし、中には障害児を専門にやっているチャイルド minder もありますので、こういったサービスの普及というのは、これからもっと必要になるかと思います。

○白石主査 このチャイルド minder 協会さんに登録して実働しているところで、こういうものを上回るような工夫を、積極的に情報公開していくというのはされていますか。

○西内理事長 例えばインターネット上で、そういったことはまだ公表はしていません。ほかの業者さんが、うちのカリキュラムやテキストも、実は、あれは独占契約なので、コピーやリライト、転写はだめなんですけれど、結構されてしまっているんです。2日間とか3日間でダイジェストで研修して、ばんばん輩出して、勝手にやらせているところが、実際に東京都の指導を受けたりしています。大阪府でも事故があったり、福岡でも園の中でバスの中でお子さん、あそこにもチャイルド minder と言われる人がいたりして、たくさん「何ちゃってチャイルド minder」が普及してしまっているんです。

勿論、安全基準は、どんどんディスクローズしてやるのがいいということで、今回まず安全基準を守るためにどうしたらいいのということを普及させたいということで、こういったものをつくりました。なおかつ、先ほどお配りした安全チェックリストなども、実際に活用していただけるように、自治体さんにどんどん普及をするように、今、進めてはいますけれども。

○翁委員 むしろ、保育ママ制度が破綻しているということですね。

○西内理事長 実際にそうですね。

○白石主査 変に全部情報公開すると、小児性愛の男などが行ったりするので、例えば、ここの会員になっていただいたユーザーさんにパスワードを渡して、一定の人しか見られないようなところで、施設の内容や写真とか、どんな人なのかとか、どんな特徴があるのかというのを情報公開して。

多分、当会議としても、公的保育ママについても、もっと情報公開をしろと言う時に、絶対民の発想の方が勝つので、そういうやり方をすれば、一挙に情報公開は進むのではないのでしょうか。公の方が、悪いとわかると思います。

○西内理事長 そうですね。保育ママの数自体が非常に少ないですし、一部の本当にごく限定された方しかご利用がないので、なかなか民意を得られないところは、非常に厳しいところですけども、今、本当に先生方がおっしゃっている通りで、そういう活動は今後も続けてしていかなければならないとは思っております。

あと、こちらの「子ごころサイト」では、実はID、パスワードを渡した方に関しては、保育者の個人情報が見られるようになっているんです。年齢とか、家族構成までは載っていないんですけども、どんな保育ができるかとか、どんな資格を持っているかとか、キャリアとか、そういったものが全部見られるようになっております。

なので、基本的には私どもの団体のためというよりも、自治体に、汎用できるようなものをつくっていますので、そういったものでちょっと頑張って啓蒙してやっていきたいというふうに思っています。

○白石主査 今回のご要望というか、ご提案は、認可外保育施設の基準が適用されているものを外してほしいということですけど、外すだけでいいのか、新たに家庭的保育の、何らかの基準をつくる方がいいのか、どちらでしょうか。

○西内理事長 多分外し、かつ、官とか民とか関係なく、家庭的保育というカテゴリの中での基準が必要になるのではないかと思います。ただその基準というのは、最低限、お子さんの命を守るものでもありますし、それから預かる側が、ある一定の基準を目安にしながら仕事をするということがないと、密室保育ですから、思い思いに意外に手軽くできてしまうため、それが非常に危険かなと。

○白石主査 今まで自治体は、公的な保育ママでどんな事故が起こっているかなどという情報公開は、していませんよね。

○西内理事長 ニュースにはなっていますね。実際に世田谷区でも保育ママが、赤ちゃんを揺さぶっちゃって重傷を負わせてしまい、あれから、家庭的保育ママを2名配備にするとの報道も目にしましたし、毎月巡回員を出したり、ボランティアを使ってやっていらっしゃるようですけども、ただそれは、水際の事故を防ぐというよりは。

○白石主査 事後的な対応。

○西内理事長 世田谷区さんとも情報交換をさせていただいて、勿論、世田谷区だけではなく、全国の自治体さん、できる限り色々コンタクトをとって、どんなことを要望しているのかもヒアリングしてきたんですけども、皆さん、どの自治体さんもおっしゃるのは、もう施設はつくっても、予算もかかるし、運営も非常に大変で、一気に子育て支援に結び付かないと。やはりこういう子育て家庭と、あと地域の方たちの支援で広げていく方が、コスト的には、勿論、安上がりと言ってはいけないんでしょうけれども、最終的に安く済むのと、柔軟な保育にきめ細かく対応できるというところでは、非常に評価はされているんですけども、ではなぜ導入されないのかというと、やはり皆さん厚生労働省

を見ておりました、厚生労働省の指針にないからとか、あと予算が取りづらいからということが1つ原因になっているんです。

○白石主査 あと、国の基準では、自分の家に子どもがいてはいけませんよね。例えばフランスなどでは、当然保育ママは自分に子どもがいてもやっています。母子家庭の方などで、小さいお子さんがいる場合は外に働きに出なくても、少しの収入になるというような手立てになると思うのですが、自分の子どもがいたら保育の質が悪くなるというような研究はありますか。

○西内理事長 それは、実際にイギリスでも、NVQsの中にも入っている、1つの課題、テーマなんですけれども、いかに自分の子育てと、それから子育てだけじゃないですよね。主婦ですから、当然家族で生活もしなくてははいけませんから、家庭と仕事の両立ということをテーマにしたカリキュラムがありまして、例えば、家族との協力をどう得るかとか、子どもとのコミュニケーション、自分の子どもとのコミュニケーションと他人の子どもが入ってきた場合のコミュニケーションのとり方も専門的に勉強します。けんかをした場合、どういうふうに子どもを指導するかといった、細かいところまで全部プログラム化されておりまして、いろんな事例があります。

1つのことに対して1つの答えではなくて、1つの事柄に対して何通りもの答えがありますので、その事例を多く出して、なおかつ、ディスカッションしながら、最終的にそのシチュエーションに合った指導ができるように、自分の子どもと他人の子どもを一緒に保育するということを実現させています。

実際に民間の保育ママの中に、妊娠中の方もいらっしゃいますし、子育て中の方もいらっしゃいます。何ら弊害はなく、逆に今、少子化ですから、預ける親御さんも喜んで、兄弟がいないからともありがたいということで、疑似的ですけど兄弟、姉妹の関係、そういったコミュニケーションがとれるということで、評価は高いです。

○事務局 あじさい要望についてですが、厚労省からの回答を入れたものを、資料3としてご用意しました。先週、ホームページにも出ていたと思うのですが、もうご覧いただいていますでしょうか。

かなりいい加減な答えというか、余りかみ合っていないという感じがしましたが。これに対する再検討要請というものを、もしお出しいただく場合は、今日が締切ですので、ご提出を検討頂きたいと思います。

○西内理事長 はい。このコメントに対してどう切り返していいか、ちょっと途方に暮れているところもありまして。回答になっていなくて、ほぼ答えをいただいていないのと同じ状態です。

○事務局 それを書いていただくのが、いいと思います。答えになっていないということ  
で。

○西内理事長 それでよろしいんですか。

○事務局 なぜかという、同様のご要望を6団体から出していただいております、それぞれ  
書き方は違いますけれども、一番求められているのは、家庭における保育なのに施設の基  
準を当てはめないでくださいという点ですね。それにもかかわらず、家庭保育と集団保育  
は違う、という答えです。

○西内理事長 何てコメントしたらよろしいのか、その辺もちょっとアドバイスをいただ  
けたらと思うんですけど。

○事務局 さきほど、官民にかかわらず同じ基準を、というお話でしたが、そうすると、  
例えば自治体としては、自分たちが公費を出している公的保育ママの実施基準が、補助し  
ていない民間の保育ママと同じというのは、そのお金を出すことの理由付けがなくなって  
しまうので、やはりそこはすごく難しいと考えるだろうなと予想されます。

○白石主査 これは「措置の内容」でも、要するに集団保育とは違うというふうに言っ  
ている訳だから、そこをもう1回、違うのであれば、施設とは違う基準を適用するのが当然  
と考える。それに対していかがか、というふうに、書いてはどうですか。

○西内理事長 なるほど。ではそのように。

○白石主査 だって厚労省は違うと言ってきているのですから。

○西内理事長 違いを認めている訳ですね。

○翁委員 それをやっていくと、結局、公的な保育ママの基準がきちんとしていないとい  
うことが、明らかになってくる。

○事務局 国の家庭的保育事業の基準は、これから、改正法案が通ったら、きちんとつく  
ります。自治体の基準は、自治体でやっていることなので、また言うと思うのです。3  
重構造になっているので非常に複雑で、やりにくい。

○西内理事長　でも国がやるというよりは、実際には自治体が運営している訳で、国はただ指針を出しているだけです。それぞれどういう役割を担っていくかということが、多分何も決まっていないうんだと思うんです。そこからまず話をしないと。誰がどの役割を果たすんですかと。最終的に全国どこに行っても、子育て家庭が同じサービス、ある程度の質のサービスを受けられるという保障をどうやってつくっていくのか。

○翁委員　そこが大事なのですね。

○西内理事長　そうですね。そこを提言できればなと思っているんですけど。

○白石主査　地方分権の観点から、自治体がやっていることに、国はあれこれ言えないと、きつと言ってくるでしょう。

○翁委員　でも国の役割は、地方にちゃんと同じ均一のものをやらせてもらうことにあるのですからね。

○西内理事長　最後に私どもが考えているのは、今おっしゃったように、公的保育ママから補助金がつきます、同じレベルでやっている民間の人にはつきません、という、こんな差別というか不公平なことはないので、どこかでバウチャー制度に近いような形を導入すべきかなと。

あともう1つ、参考になるのは、イギリスの場合は、子育て家庭の税制面をかなり優遇して、保育にかかっている費用が発生する場合、何かを軽減してあげるといようなことも片やっておりますので、そういった。

○翁委員　税額控除ですね。

○西内理事長　そうですね。それがないと厳しいかなと思います。

○翁委員　これは本当に、以前からずっと言われている話なのですけれど、消費税論議がネックになって進まない。その通りだと思います。税額控除は本当に必要ですよ。

○西内理事長　何でもかんでも一律みんなから税金を集めてということではなく、やはり子育てをする家庭、しない家庭、色々な選択肢がありますから、理にかなったものでないと、なかなか利用者が納得しないです。

あと、今はありがたいことに、本当に各企業が努力をして、子育て支援が随分進んできておまして、私どものこういったサービスも、実は、健康保険組合さんですとか、大手

の福利厚生サービス企業さんがどんどん宣伝してくださって、随分登録者も増えてきているんです。

ただ残念なことに、皆さん家庭的保育を望まれているんですけども、実際には、預ける先がまだまだ少ないというのと、預かっていると自治体が入ってきて、嫌がらせをされて、もう訪問型にしますというふうに、なかなかサービスの普及が進んでいないというのが実態で、困っている問題です。

色々まとまりなく、お話をしてしまいましたけれども、今日、早速帰りまして、再意見をお出しします。

○白石主査 すぐでなくてもいいのですが、実際自分の子どもがいて、家庭的保育をされている方や、ユーザー側の声など、もしお持ちでしたら頂戴できませんか。

○西内理事長 それは、過去にとっているものもありますし、また、新たにヒアリングすることも可能です。どういう形でお出しするのがよろしいですか。

○白石主査 多分子どもがいても、保育ママになれるようにするという基準を争う時に、役所はいろんな理由をつけてくると思うのです。きっと、自分の子どもに目が行って、ほかの子どもに対する注意が薄くなるので云々とか、おそらく過去の、本当に重箱の隅のような事例を出してくるでしょうから、こういう結果も出ているのですよという定性的な声があったら、少し参考にさせていただきたいなと思います。すぐでなくても構いません。

○翁委員 私もびっくりしました。こんなホームページで公表するなんて。

○事務局 一部の劣悪なベビーホテルの指導監督と同じ扱いになってしまっているのですね。

○白石主査 悪いところがあれば、全部それと一緒にだしてしまうという。責任とらなくて済むことを考えてしまうのですね。

○西内理事長 結構、人材は供給してほしいと、自治体から言われるんです。保育ママが足りないので紹介してほしいとか。

○翁委員 色々頼っているのに、そういう資格を認めていないのですね。

○西内理事長 良いところ取りばかりで。実際にチャイルドマインダーたちは、まず自分たちの職業をきちんとれっきとした職業として、社会的に認めて欲しいということを非常に

強く切望しておりますし、まだそれが励みになって、より良い保育につながりますし。

○翁委員 理想は公的な保育ママ制度を抜本的に変えて、登録制度みたいなものに、軽いものにしていくということなのでしょうね。

○白石主査 名古屋は選べるクーポンをやりますよ。もう調査に入りました。だから名古屋に是非、出てきてください。

○西内理事長 ありがとうございます。今、実際に杉並区でも子育て応援券に参加させていただいて、随分と多くの方にご利用いただいています。

○白石主査 大阪府も橋下知事がやりたいと言っていました。

○西内理事長 是非、よろしく願いいたします。

大阪も一時すごくチャイルドマインダーが増えたんです。在宅者も増えたんですけど、2000年ぐらいから、やはり立ち入り調査が非常に厳しくなって、根こそぎみんな廃業しました。実は、潜在的にまだやりたいと思っている方はいらっしゃいますし、つながっておりますので、何かこういった機会をきっかけに、認められるようになるといいなと思っています。

○白石主査 最後に確認ですけれども、民間のベビーシッターは、子どもの自宅に行って、保育をしている訳だけれども、自宅の環境が劣悪でも、何も問題はない、要するに自宅だから自己責任ということなのですね。

○西内理事長 そうです。預ける親御さんが指定した場所だから。しかもそこは業者を介在しておりますけれども、民間でやっているものだからということで、そこは別枠ですね。

○白石主査 わかりました。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(以上)